

建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））の計画の届出について

1 提出上の注意

- (1) この建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成）（賃金助成））の計画届（以下「計画届」といいます。）は、中小建設事業主が所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」といいます。）長へ計画の届出を行って、技能実習を実施する場合に、管轄労働局及びハローワークに提出するものです。
- (2) この計画届は、次表の書類を添付して、原則として技能実習を実施しようとする日の1か月前までに、管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。
なお、計画届提出時点において受講者が一部未定等により提出が困難な場合には、訓練開始日の前日までに当該添付書類を提出して下さい。
イ 労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（写し）又は労働保険料等納入通知書（写し）
ロ 中小建設事業主であることを確認できる書類（建設業許可番号が記載された書類、労働保険料の納付状況を明らかにする書類、定款、登記事項証明書（写）、資本及び労働者数を記載した資料、事業内容を記載した書類等）
ハ 訓練内容等が確認出来る書類（実施主体の概要、内容、実施期間、場所等の分かる書類（事前に対象者に配布したもの等）や訓練カリキュラム、受講パンフレット等）
ニ 指導員の職務経歴書（中小建設事業主自らが技能実習を実施する場合）
ホ その他管轄労働局長が必要と認める書類

2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し押印して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、申請者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印して下さい。
- (2) ②「事業内容」欄は、次により記入して下さい。
イ ロ「業種」欄は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める別表の建設業の種類を記入して下さい。
ロ ハ「常用労働者」欄は、当該企業の常用労働者数を、また、（ ）内には当該事業所の常用労働者数を記入して下さい。
なお、常用労働者とは、2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として、所定労働時間がいまだ40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。）である者をいいます。
ハ ニ「資本金・出資総額」欄は計画届提出時における資本金又は出資の総額を記入して下さい。
ニ ト「雇用管理責任者の氏名及び員数」欄は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第5条第1項に規定する雇用管理責任者として選任した者の氏名及びその数を記入して下さい。
- (3) ④「実習内容」欄は建設労働者に受けさせた技能実習等を○印で囲んで下さい。なお、下段に具体的な内容を記入して下さい。
- (4) ⑦「受講者数（予定）」欄は、実人員を記入し、⑧「助成対象者数（予定）」欄は雇用保険料率1,000分の16.5の雇用保険適用事業所に所属している建設労働者の数を記入して下さい。
- (5) ⑨「本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (6) ⑩「訓練を受講する労働者からの費用の徴収予定の有無」欄が「有」の場合、助成対象となりません。
- (7) ⑪「その他費用徴収予定の有無」欄は、⑨や⑩以外に技能実習を実施するにあたり費用を徴収する場合は金額を記載して下さい。算定対象額から差し引くこととなります。
- (8) 技能実習を委託して実施する場合は⑫「講習実施機関名」欄及び⑬「委託費」欄並びに⑮「所要費用見込額合計」を記入し、中小建設事業主が自ら実施する場合は⑫、⑬欄を記入せず、⑭欄以降より記入して下さい。
- (9) ⑭「費用」欄は、所要経費別の見込額についてそれぞれ記入し、⑮「所要費用見込額合計」にその合計額を記入して下さい。
- (10) ⑯「技能実習コース（賃金助成）」のイ「助成対象者数（予定）」欄は、雇用保険料率1,000分の16.5の雇用保険適用事業所に所属している建設労働者の数を記入し、ロ「受講期間中に賃金を支払う日数」欄は、受講期間中に賃金を支払う日数（1日3時間以上受講する日に限る。20日を限度とします。）を記入して下さい。また、「予定額」欄は、「助成対象者数（予定）」「受講期間中に賃金を支払う日」及び8,000円を乗じて得た額を記入して下さい。

3 届出を行った計画の変更

- 届出を行った計画について、次のような変更を行うときは、「建設労働者確保育成助成金に係る計画変更届」（建助様式第9号）により原則事業の実施前までに変更の届出を行って下さい。
- (1) 実施する訓練内容を著しく変更する場合
 - (2) 所要費用の増額に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超える場合

4 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がございましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。